

第6章 屋外広告物

1. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(1) 屋外広告物の表示等に関する考え方

屋外広告物は、自然の風景や都市の景観に大きな影響を与えます。商品の広告や情報の伝達を目的として設置されており、無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観づくりの阻害要因となることが多く、周辺との調和や地域の特性に応じた景観への配慮が求められます。

北区においても、まちの顔となる駅周辺の品格を保つこと、公園や河川などの骨格となる景観資源との調和を図ることを目的として、区全域を対象として、表示や掲出方法について誘導を行います。

(2) 屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示等に関する基本方針は、次表のとおりとします。

- 屋外広告物は、地域特性を踏まえた良好な景観づくりに寄与するような表示・掲出と
するため、規模、位置、色彩等のデザインに配慮します。
- 景観形成重点地区や大規模な公園・緑地等の周辺では、みどりや地形など地域の景
観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮します。
- 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告は、景観に対する影響が広範
囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮します。
- 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外
広告物の表示に関する地域ルール[※]を定めるなど、風格のある沿道の景観づくりを進
めます。
- 都選定歴史的建造物など、歴史的な景観資源の周辺では、屋外広告物を表示・掲
載する際、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまちなみなどに配慮します。
- 地域特性を踏まえた、統一感のある広告は、まちなみの個性や魅力を高め、観光
振興にも効果があることから、広告物の地域ルール[※]を活用した景観づくりを積極的
に進めます。
- 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、地域の特性に応じて、周
辺環境との調和と地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまち
づくりを進めます。

※ 東京都屋外広告物条例*に基づく制度の通称で、地域の景観特性に応じた広告物に関するル
ールを、条例の許可基準に反映させることができる制度のこと。

2. 屋外広告物の事前相談

(1) 屋外広告物の事前相談に関する考え方

北区では、良好な景観の形成などを目的とした東京都屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出の許可を行っています。

これに加え、屋外広告物の事前相談制度を設け、屋外広告物の表示等に関する基本方針を満たすように配慮を促すことで、北区の地域特性を踏まえた景観づくりに資する屋外広告物の表示・掲出を誘導します。

(2) 一般地区・景観形成方針地区

北区の全域において表示・掲出する屋外広告物については、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえ、良好な景観づくりに資するものとなるように配慮を促します。

<事前相談の対象>

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもので、表示面積が10㎡を超えるもの

(3) 景観形成重点地区

①西が丘地区

閑静でゆとりのある住宅地である西が丘地区において、屋外広告物の無秩序な設置は良好な景観づくりの阻害要因となりかねません。そのため、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえ、西が丘地区の特性に応じた屋外広告物の基準に適合したものとなるよう、良好な景観づくりへの配慮を促します。

<事前相談の対象>

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

(景観形成重点地区 西が丘地区における屋外広告物の基準)

○回転灯や点滅灯の使用を控えるなど、まちなみとの調和に配慮します。

②隅田川沿川地区

隅田川沿川地区は隅田川上空への広がりや連続性がある特徴的な景観を持っています。そのため、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえ、屋外広告物が隅田川やまちなみとの調和を図ったものとなるよう、良好な景観づくりへの配慮を促します。

＜事前相談の対象＞

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

③旧古河庭園周辺地区

国の名勝で、東京都の文化財である旧古河庭園周辺地区では、歴史的・文化的な価値が高い旧古河庭園を保全・継承する必要があります。そのため、事前相談により、屋外広告物の表示等に関する基本方針を踏まえ、旧古河庭園周辺地区の地域の特性に応じた屋外広告物の基準に適合したものとなるよう、良好な景観づくりへの配慮を促し、庭園の内部からの眺望を保全します。

＜事前相談の対象＞

- ・東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

（景観形成重点地区 旧古河庭園周辺地区における屋外広告物の基準）

区分	表示等の制限に関する事項		
屋上設置の広告物	○地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。		
建物壁面の広告物	○地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。		
広告物の色彩	○建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。		
	【色相】	【彩度】	
	0.1R～10R	→	5以下
	0.1YR～5Y	→	6以下
	5.1Y～10G	→	4以下
	0.1BG～10B	→	3以下
	0.1PB～10RP	→	4以下
表示等の制限の例外	○建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める基準にかかわらず、表示できる。		